第

1908

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2001年)$ 平成 $_{13}$ 年10月12日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 代表者への支払家賃の引下げ

ところで、この場合、当社について税務上 問題が生じないでしょうか。引下げについて は、貸主である代表者の合意を得ています。

A:税務上の問題は生じません。

【解説】

法人税法上、法人が代表者等の有する不動産を無償又は低額で賃借した場合には、通常支払うべき賃借料との差額相当額の経済的利益を享受していることになります。

しかし、法人は賃借料を支払わないことに よって既にその賃借料に見合う所得が増加し、 結果的には課税の対象とされますので、改め て賃借料相当額を見積って収益に加算する必 要はないわけです。また、法人が支払うべき 賃借料を支払い、同時にその賃借料相当額の 贈与を受けたものと考えても同じことになり ます。

したがって、従来支払っていた賃借料を半額の15万円に引き下げたとしても、このような考え方により法人税法上の問題は生じません。

ちなみに、貸主である代表者については、 賃貸料を双方の合意によって減額したものと 認められますので、原則として、賃貸料変更 後実際に収受することとなる月額15万円が 不動産所得の収入金額になるものと思われま す。







